

下関市市内イントラネットパソコン広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、下関市内部情報ネットワークに接続されるパソコン(以下「公用パソコン」という。)を用いて行う広告表示の取扱い及び掲載基準について必要な事項を定める。

(広告掲載の目的)

第2条 公用パソコンの画面を広告媒体として活用することで、新たな財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の基本原則)

第3条 下関市広報等広告掲載取扱要綱に準じて、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 下関市職員に対する広告としての品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。
- (5) 広告主の事業の適正化に資するものであること。
- (6) 関係諸法令と社会秩序を守るものであること。

(掲載する広告の内容)

第4条 広告の内容は、下関市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ下関市民に不利益を与えないものとし、次に掲げる広告は掲載できない。

- (1) 広告内容が法令等に違反しているもの又は違反していないことが明確でないもの
- (2) 広告内容が公序良俗に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 広告内容に政治性があるもの
- (4) 広告内容に宗教性があるもの
- (5) 広告内容が社会問題についての主義主張であるもの
- (6) 広告の内容又は責任の所在が不明確であるもの
- (7) 広告内容に誇大な表現又は虚偽の内容が含まれているもの
- (8) その他下関市職員が利用する公用パソコンに表示される広告として内容がふさわしくないもの

(広告用データの規格)

第5条 広告用データの規格は次に掲げるものとする。

- (1) データの形式 JPEG形式(拡張子は「.JPG」とする)
- (2) データの解像度 横857ピクセル×縦600ピクセル
- (3) データの容量 300KB以下
- (4) データの色 カラー
- (5) 掲載スペース 公用パソコンの起動時等の画面
- (6) その他必要な事項は、情報政策課長が別に定める。

(広告取扱業者の業務)

第6条 第3条及び第4条によって定められた基本原則等にしがって、下関市が指定する公用パソコンに広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)を募集及び選定する者(以下「広告取扱業者」という。)は、本基準に従って広告主を募集及び選定し、掲載しようとする広告画像を作成し、紙媒体及び電子データ(CD-R等)で掲出する月の前の月の20日までに下関市に提出し、承認を受けるものとする。なお、広告画像内には、「広告」の表示を明記すること。

(広告掲載の承認等)

第7条 下関市は、前条の規定により提出された広告内容を審査し、広告掲載の承認、修正を指示又は広告掲載の不承認を決定する。

- 2 下関市が広告画像の修正を指示したときには、広告取扱業者は、広告画像を修正し、再度下関市に提出し、審査を受けるものとする。
- 3 広告掲載を不承認とされた広告画像については、広告取扱業者が広告掲載の不承認の通知を、誠意をもって広告主に通知するものとする。
- 4 前項の場合、広告取扱業者は次に掲げるいずれかを実施すること。
 - (1) 同じ広告主で広告画像を再度作成し、下関市に提出し、審査を受けること。
 - (2) 新たに広告主を募集及び選定し、広告画像を作成し、下関市に提出し、審査を受けること。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告取扱業者は、下関市が指定する日までに、落札金額と消費税相当額の合計額を広告掲載料として市指定の納付書で納入すること。

- 2 広告取扱業者は、広告主の募集及び選定が落札金額に満たなくても、前項の広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 広告主は、広告内容及び広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- (4) 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、広告掲載取扱基準に関し必要な事項は、情報政策課長が定める。

附 則

この基準は、平成25年10月29日から施行する。